

指定訪問介護事業所管理者 様

兵庫県健康生活部福祉局長寿社会課長

指定訪問介護事業所の適正な運営について（通知）

昨年10月、豊岡市で訪問介護員が利用者のキャッシュカードを使用し現金を窃取した事件に引き続き、今般、神戸市で訪問介護サービス中に利用者の財布から現金を窃取した疑いで訪問介護員が逮捕されました。

これらの事件は、介護保険の居宅介護サービスの中核を担う訪問介護員が、利用者の金品を窃取した疑いで逮捕されており、訪問介護員個人の問題を越えて、介護保険制度全体の信頼を揺るがしかねず、極めて遺憾と考えています。

つきましては、各事業所におかれても、下記の点に十分留意し、事業所内の業務を再点検するとともに貴事業所の訪問介護員等の職員に対する研修の充実に努め、県民の信頼回復に向けて、一層のモラルとサービスの向上を図られるようお願いいたします。

なお、本県では、昨年6月に介護保険制度の人員、設備及び運営に関する基準等を解説した「訪問介護の手引き」を作成し、ホームページに掲載していますのでご活用ください。

記

1 事業所の再認識

訪問介護事業所の開設者及び管理者は、利用者との信頼関係を前提に、訪問介護サービスが利用者の居宅において行われていること及び事業所が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、事業所の職員の採用に際しては、適格性を十分把握し、採用後も生活態度の変化の有無等に留意し、事故のないように徹底する。

2 職場内研修の充実

職員のモラル・資質の向上を図るため、職場内研修の充実を図る。

3 金銭預かりの禁止

訪問介護員等が利用者の金銭管理に直接的な関わりをもつことは、その後において、予期せぬトラブルを引き起こしかねず適切でなく、高齢者等からサービス利用等に係る相談を受けたときは、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を働きかける。

4 買い物代行時の金銭預かりを行う場合の注意点

- (1) 生活援助に係る買い物代行において金銭を預かる場合について、利用者・家族による金額確認の上で預かり、商品とお釣りを渡す際には、レシート・領収書等を一緒に渡して確認を得るとともに、買い物代行の記録帳（預かり金、購入商品、釣りを記載し、レシート・領収書等を貼り付け）を作成し、利用者・家族において保管する。また、訪問介護記録にも預かり金、購入商品・金額等を記録する。
- (2) 管理者及びサービス提供責任者は、訪問介護記録に、買い物代行を行った際の預かり金、購入商品・金額等が記録され、訪問介護としてサービス提供が適正に行われているかを定期的に確認する。○ 介護サービス利用者情報の盗難について